

村の選択—馬路村調査報告

藤井 禎介・清水 直樹・水田 敦士・鶴谷 将彦・川手 一正

はじめに

- I. 高知県の市町村合併状況
- II. 馬路村の概要

- III. 「馬路村自立の村づくり宣言」までの過程
- IV. ヒアリング調査の結果
おわりに

はじめに

1999年の市町村合併特例法の改正を機に、それまで3000以上あった市町村を2005年までに1000に統合することを目標にすすめられた「平成の大合併」は、当初の目的にはとどかなかったものの、各地で市町村合併に向けた動きを促進した。本稿執筆時点の2006年12月現在、わが国の市町村数は1817まで減少している。だがその一方で、合併を（ときには積極的に）選択しなかった地方自治体の数も少なくない。そしてそうした自治体の中には、規模や資源等の点からみて必ずしも自立が容易でないと思われる自治体も含まれている。

立命館大学大学院政策科学研究科の「政策過程と分権社会」リサーチ・プロジェクトでは、そうした自治体のひとつである高知県安芸郡馬路村で2006年3月に聞き取り調査を実施した¹⁾。調査の目的は次の二つである。第一は、馬路村が合併を選択しなかった理由について、とくに合併問題が村内外でどのように争点化され、どのような議論を経た結果、合併が選択されなかったかに焦点をあて確認することである。第二は、合併しないという選択をした後の、現在までの村の運営とその実態を確認することである。以上の二点の確認を通して、合併を選択しなかった小規模自治体における「自治」に対する考え方や、その将来的な可能性について何らかの知見を得ることを目的とした。

ところで、市町村合併については現在、それを積極的に推進する立場の議論と消極的な評価しか与えない立場の議論の二つがある。まず推進論の根拠としては、要約すると次の二点が挙げられる。第一は、合併を通じた行政運営の「効率化」の達成である。とりわけ、「規模の経済」の活用による経費の削減がそこでは強調される。

第二は、自治体の規模が拡大することから得られる人口や財源といった各種資源の増大である。いわゆる地方分権「受け皿論」にみられる、自治体能力の足腰強化といった議論がこれに類するといえる。

他方、消極論の立場からは以下の三つがその根拠として挙げられることが多い。第一は、自治体の領域拡大によって共同体としての一体性が失われることである。換言すれば、共同体内部に多くの異質性 (heterogeneity) を包含することで、住民の選好が多様化し内部の調整や住民間の協調の維持が困難となることである。²⁾ 第二は、旧中心地のなかには合併によって周辺化し、公共サービスの供給主体から疎隔された地域になるところがあるのである。「役場からの距離が遠くなった」などというしばしば聞かれる住民の不満は、その端的な表現だといえよう。第三は、住民自治の観点から指摘される懸念である。これは前の二つと関連するが、住民間の異質性の増大と領域の拡大が、従来からある共同体を破壊し、そのため住民にもっとも近い行政単位を自治の主体とみなす「近接性の原理 (the principle of proximity)」を侵害するという指摘である。もっとも、この点については合併促進派からすれば、合併によって住民にもっとも近い基礎自治体が強化されるのであるから、それが住民自治にとって脅威になるという批判はあたらないという反論もあり得る。

市町村合併に関する以上の二つの立場からの議論は、合併にともなうメリットとデメリットをそれぞれ指摘したものと見えよう。では、小規模自治体が合併をせず自立する戦略を選択するためには、どのような条件が整うことが望ましいのであろうか。考えられることは、自治体が外部との関係を積極的に構築することである。小規模自治体はその規模ゆえにその存立に必要な資源を内部

で充足することが難しい。そのため外部から資源を確実に調達することが求められるのだが、日本の各自治体においてこれまで内部の資源不足を主に補ってきたのは国からの財政移転であった。しかし、国の財政の現状を考えると、地方交付税をはじめとする各種の財源が今後減額されることはあっても、増加していく可能性は低いといわざるを得ない。各自治体は、これからは国からの財政移転に代わる他の手段を求める必要がある。その一方で、国内外の規制が撤廃・緩和され経済交流が活発になりつつあることは自治体にとって好機だといえる。ただし、それは同時に、各自治体が（自立を目指せば目指すほど）外部との競争に駆り立てられるということも意味する。

以上の点を踏まえ、馬路村の例について考察していくことにしたい。同村は周辺自治体との合併を選択せず、自立のための方策を積極的に打ち出す自治体として近年注目を集めている。同村はなぜ合併を選ばなかったのか、そしてどのようなビジョンにもとづき村の運営を行っているのか。以下に調査の結果をまとめる。

I. 高知県の市町村合併状況

本章では、まず高知県の市町村合併への対応について論じ、さらに県内市町村の合併状況について述べる。

(1) 高知県の合併に対する経過

1999年7月に「合併特例法」が改正され、自治省（当時）に市町村合併推進本部が設置されるなど、国の市町村合併に対するスタンスは完全に合併推進に転換した。また都道府県知事に対し、自治省事務次官から2000年度末までに「市町村の合併の推進についての要綱」を作成することが要請されるなど、自治体に対する国からの圧力も徐々に強まっていった。

そうしたなか、高知県では90年代後半から広域行政のあり方に関する議論はあり、一部事務組合や広域連合など広域行政は積極的に活用されていたが、市町村合併については具体的に議論をしていなかった。そこで県は、自治省の要請に対応するため2000年6月に市町村合併・広域行政検討委員会を発足させ、そこで市町村合併の必要性や合併パターンなどを検討することとした。³⁾ この委員会は2001年1月に、最終報告書「市町村合併・広域行政検討委員会報告書～市町村合併の主体的な検討のために～」をまとめたが、そのなかでは国の合併

推進策への疑念や、高知県では中山間地域の比率が高く面積が広い市町村が多いことから合併のメリットが期待できるかという懸念が示されたものの、市町村が抱える課題も認識し、分権時代にふさわしい自治と行政の仕組みを地域住民が自主自立の精神で前向きに議論する必要性が指摘された。

この報告書をたたき台として、県としての考え方や支援策を明らかにするとともに、具体的な議論の素材となる情報を提供することを目的に、2001年2月に「市町村合併に関する要綱」が作成された。この要綱では、基本的な合併パターンについて、住民の日常生活圏の状況や市町村の広域行政の実績などつながりの強い地域を念頭に、高知県の特性もふまえ、中核都市機能拡充型、副県都形成型、地域拠点都市機能拡充型、地域連携強化型、広域行政発展型という5つの類型が設定された。また15のパターンが挙げられ、県内を8～12の自治体に再編することが示された。⁴⁾ ところが、橋本大二郎知事が市町村合併に慎重であったこともあり、県は合併に関しさまざまな情報の提供や助言、市町村等の主体的な取り組みへの支援など、市町村合併に関する議論の活性化と自主的な合併の実現に向けた環境整備には取り組むとしたが、あくまで地域住民が自主的な判断で決めるべきというスタンスは堅持した。

他方、このころ国では、内閣に総務大臣を本部長とする市町村合併支援本部が設置され、旧来の手法を活用する市町村合併支援プランなどによって市町村合併を強力に推進する姿勢が示された。構造改革の名の下では、補助金や地方交付税を縮小するのが本来の方針であろうが、これに逆行するかのような財政的支援の手法により市町村を合併へと向かわせようとしたのである。また都道府県に対しては、市町村合併支援本部の設置が求められるなど合併促進に積極的に関与することが要請された。2002年4月までに、45の都道府県に支援本部が設置されたが、高知県では前述のように知事が慎重であったこともあり、まだ設置されていなかった。⁵⁾ しかし、3月に片山総務大臣（当時）から全国の市町村長と市町村議会議長あてに合併にリーダーシップを発揮するよう促す書簡が出され、都道府県に対しても総務事務次官の通知として「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）について」が出されるなど、合併促進に向けた働きかけが強められていった。また、高知県内の市町村でも合併に向けた動きが活発になり始めた。こうし

た流れを受け、結局は橋本知事も市町村合併問題について前向きに取り組むことを示し、5月21日に知事を本部長とする高知縣市町村合併支援本部を設置して合併問題に全庁態勢で取り組んでいくこととしたのである。そしてその支援方法としては、部局ごとに所管業務に関する支援チームを編成し、それぞれの専門事項に関する市町村からの相談や資料提供の要請に対応することとした。

2002年夏ごろから全国的に合併への動きが急になっていったのと同じく、高知県内の市町村でも動きは活発になった。そうしたなか、県は同年11月、市町村の自主的な合併を支援するため、期限までに合併した市町村と合併重点支援地域に指定した市町村を対象に、国の市町村合併支援プランの活用と併せて、独自の支援策を実施することとし、「高知縣市町村合併支援プラン」⁶⁾を策定した。このプランの支援方策は、人的な支援、財政的な支援、事業の重点実施・優先採択等という3つの柱からなる。なかでも県独自の方策としては、財政的な支援における新しいまちづくり支援交付金が挙げられる。これは国の支援措置を補完するものとして、広い面積に集落が点在していたり財政基盤が脆弱な小規模市町村が多いといった高知県の特性を加味し、元の市町村数をベースとした基礎額と面積や公債費の状況等を勘案した加算額で構成した交付金を交付するものである。またこれら支援策以外にも、市町村の意向をふまえながら計画的に権限の移譲を進めることも盛り込まれた。そして市町村をサポートするために、企画振興部に市町村合併支援室が設けられ、合併を推進していくこととなったのである。

（2）高知県内市町村の状況

前節で述べたように、県は2001年までは市町村合併に積極的に対応してこなかった。

では県内の市町村は、合併に対しどのような動きをしていたのだろうか。県内市町村の動きとしては、まず90年代の終わりに県中西部の9市町村で高幡広域行政研究会⁷⁾が、そして本稿の調査対象である馬路村をふくむ、県東部の9市町村で安芸広域行政推進研究会が設置された。しかしこれらは市町村合併のためというよりは、広い意味での広域行政について研究するという意味合いしかもっていなかった。2001年に入ると、国から市町村に対する強い働きかけがあったこともあり、各市町村は主に広域市町村圏など広域行政の単位を主体とした9つの地域⁸⁾に分かれ担当課長勉強会を設置し、合併につ

表1 合併自治体

名称	合併市町村	人口
高知市	高知市、鏡村、土佐山村	333,407
四万十市	中村市、西土佐村	37,917
香南市	赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村	33,540
香美市	土佐山田町、香北町、物部村	30,255
いの町	伊野町、吾北村、本川村	27,068
四万十町	窪川町、大正町、十和村	20,527
黒潮町	大方町、佐賀町	13,427
中土佐町	中土佐町、大野見村	8,321
仁淀川町	池川町、吾川村、仁淀村	7,346
津野町	葉山村、東津野村	6,862

出所) 高知縣市町村合併支援室作成、県内の合併の取り組み（平成18年3月20日現在）の「合併した地域」を加工人口は、2005年国勢調査結果（総務省速報値）による。

いて検討を始めた。これらの地域は、県都である高知市を含む地域を除き、人口6万～11万という規模⁹⁾であったが、面積が広大となってしまうことなどの理由により、一部の地域を除いてより小さな地域を範囲とした合併を具体的に検討することとなった。

2002年には、市町村の合併への取り組みは活発化し、任意合併協議会が相次いで設立された。後述の馬路村のように合併しないことを選択したところや、財政状況や地理的要件などの理由により合併の枠組みから外れてしまった市町村もいくつか出てきたが、県の支援策が策定されたこともあり合併への動きは加速し、2003年10月末には11の法定協議会が設立され37の市町村が合併を具体的に協議することになった。しかしながら、この11の法定協議会のうち、最終的に合併へと結びついたのは5協議会であり、他の協議会は庁舎位置の問題や財政的な問題¹⁰⁾といった様々な要因により、結局は法定協議会を解散している。その後、合併の枠組みが変わるなど、まさに離合集散が繰り返された後、新たに5つの新自治体が誕生することとなり、結果として合計28市町村が合併し10の新たな市町が誕生した（表1参照）。そしてその結果、高知県では「平成の大合併」以前53あった市町村が35市町村へと再編された（図1参照）。



図1 高知県内の合併の取り組み

出所) 高知縣市町村合併支援室作成・県内の合併の取り組み (平成18年3月20日現在)

以上のように、ある程度再編が進んだものの、県東部や西南部など合併が行われなかった地域もある。また、嶺北地域¹¹⁾のように、馬路村以上に地理的条件が悪い小規模な町村も合併せずに残った。そして再編された35市町村のうち、19の町村が人口1万人以下という状況である。2010年度末までという期限をきって、平成の大合併の第二段といってもよい動きがでていなかで、高知県では今後の市町村合併の取り組みの一環として県としての合併構想を作成するため、県市町村合併推進審議委員会を2005年に設置した。この委員会の目的は、長期的に見て望ましい市町村の将来像を描いたうえで、新法の適用期間内で考えられる取り組みや、それ以降望ましい姿に至るまでのプロセスなどについて検討することである。そしてそこでの議論では、県に対し地域再編の「当事者」として積極的に合併に取り組むことを求める意見も出ている。このように高知県においては、平成の大合併は終息したという状況ではなく、長期的にみて合併への動きは今後も続いていくと考えられる。

II. 馬路村の概要

本章では、馬路村の概要について検討していく。馬路村の特徴は、次の4点にまとめることができる。

第一に、広い面積に比べて人口が非常に少ないということである。2000年の時点で馬路村の人口は1,195人¹²⁾、面積は165,52h、人口密度は7人/hである(表2を参照)。

第二に、財政が地方交付税に大きく依存していることである。2004年度の時点で馬路村の財政力指数は0.17、地方交付税の構成比は44%である(表2を参照)。馬路村は、半分近くを地方交付税に依存している。

第三に、周辺市町村とのアクセスが困難であるということである。馬路村は高知県の東部、安芸郡の中北部にあり、安田川水系にある馬路地区と奈半利川水系にある魚梁瀬地区に分かれる。¹³⁾ 北部は徳島県、東部は北川村、南部は安田町、西部は安芸市とそれぞれ隣接しており、周辺とは標高1,000m級の山々で隔てられている。そのため馬路村(馬路地区)に行くためには、乗用車で高知市から国道55号を安芸・室戸方面に約51km(約1時間

表2 馬路村の主要指標

面積	165,52h (15/51)
人口	1,195人 (51/53)
人口密度	6.7人/1h (50/51)
年少人口比率	14.42% (2/51)
生産年齢人口比率	53.6% (31/51)
老年人口比率	32.2% (30/51)
財政力指数	0.17
地方交付税構成比率	44%

出所) 面積、人口、人口密度、年少人口比率、生産年齢比率、老年人口比率は、高知県企画振興部統計課「平成16年度版 県勢の主要指標」高知県ホームページ

(<http://www.pref.kochi.jp/>) を参照。2006年10月27日確認。財政力指数、地方交付税構成比率は、総務省自治財政局「平成16年度市町村決算カード」

(<http://www.stat.go.jp/>) を参照。2006年10月12日確認。

注) 面積、人口、人口密度、年少人口比率、生産年齢比率、老年人口比率のカッコの中の数字は高知県内の順位。

20分) 走行し、安田町を經由して県道12号安田東洋線を約20km (約30分) 走行しなければならない。周辺市町村との合併が検討された際、合併対象とされたなかでもっとも近い市である安芸市でも、馬路村から自動車でも約1時間かかる。また、魚梁瀬地区に行くためには、馬路地区から県道12号安田東洋線を走行し、一度馬路村を出て北川村に入ったあと、県道54号魚梁瀬公園線を走行して再び馬路村に入る必要がある。馬路地区から魚梁瀬地区に行くためには、この道路を通る必要があり、村内の移動でも他の村を經由することになるのである(図2から4を参照)。

第四に、基幹産業は林業、農業、観光であるということである。林業では魚梁瀬杉が有名で建築材や工芸品の製造・販売を行っている。農業ではゆずが有名であり、ゆずの加工品の販売を行っている。このゆずの関連商品は、年間総売上29億円になるまで成長している。¹⁴⁾ 観光では温泉やキャンプ場を整備して宿泊施設を充実させている。

政府は地方分権を進めるためには、基礎自治体が自立して行政運営できるだけの十分な財政力と人口規模を満たす必要があるとして市町村合併を推進する一方、地方交付税を削減している。こうした動きを考慮するならば、上述第一、第二のような特徴をもつ馬路村は、周辺自治体と合併して十分な財政力と人口規模をもつ基礎自治体になる必要があるように思われる。だが他方、第三の特



図2 馬路村の位置

出所) 馬路村ホームページ (<http://www.inforyoma.or.jp/umaji/>)。2006年10月12日確認。



図3 馬路村の地勢

出所) 馬路村ホームページ (<http://www.inforyoma.or.jp/umaji/>)。2006年10月12日確認。



図4 馬路村へのアクセス

出所) 馬路村ホームページ (<http://www.inforyoma.or.jp/umaji/>)。2006年10月12日確認。

徴である周辺市町村とのアクセスが困難という地理的条件があるため仮に合併すると過疎化がさらに進む可能性が高いことや、第四の特徴であるゆず関連商品の販売をはじめとした地域振興が成功しており馬路村には独自の運営能力があることを重視するならば、馬路村は合併しなくてもよいとも考えられる。では馬路村は、実際にはどのような経緯を経て合併に関する選択をしたのだろうか。このことを第Ⅲ章以下で検討していこう。

Ⅲ. 「馬路村自立の村づくり宣言」までの過程

本章では、馬路村が「馬路村自立の村づくり宣言」を発表するまでの合併に関する議論の経過について記述していく。

(1) 県による市町村合併パターンの提示から任意合併協議会まで

馬路村で市町村合併に関する議論が始まるのは、県による市町村合併パターンの提示からである。県は2000年7月から8月にかけて、市町村合併に関する県民意識調査¹⁵⁾を実施し、その結果を参考に2001年2月「市町村合併に関する要綱」を作成した。そしてその要綱において県は、地方分権の進展や国、地方を通じた厳しい財政状況など市町村を取り巻く環境の変化を踏まえると市町村合併は避けて通れないとして、県内における合併の組み合わせパターンを提示した。

そのなかで、馬路村が関わる合併のパターンとしては次の二つの案が示された。第一は中芸地域5町村¹⁶⁾の合併案である。この案で想定された参加自治体は、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の各町村である。この組み合わせが示された理由としては、日常生活や事務の共同処理などでこれら町村はすでにつながりが強く、この中芸地域の5町村が合併することで地域に共通する課題に的確に対応できる行財政体制の整備が図れることが挙げられた。またさらに第二案として、安芸広域市町村圏9市町村¹⁷⁾による合併もあげられた。この組み合わせの参加自治体は、室戸市、安芸市、東洋町、芸西村と前述の中芸地域5町村である。この案が示された理由としては、これらの市町村も日常生活でつながりが強く、事務の共同処理も積極的に行われており、安芸広域市町村圏を構成するこれら9市町村が合併すれば、県東部に行政規模の大きな市を形成できることが挙げられた。

県によるこの合併パターンの提示を受けて、馬路村を含む周辺9市町村の合併に関わる担当課長は定期的に勉強会を開き、市町村合併に関する準備を開始した。¹⁸⁾そして2002年1月下旬に、第二案の安芸広域市町村圏9市町村合併案にもとづき、実務者レベルで合併協議会を設立することが前述の9市町村の首長により合意された。また同年4月23日には、安芸広域市町村合併検討協議会が設立された。県は地域政策室の担当職員をこの合併協議会に毎回出席させたが、そこでの議論や各市町村の方針には介入しないという姿勢を一貫して堅持した。

ところが、この安芸広域市町村合併検討協議会は7月15日の会合で以下の二つの意見が大勢を占めたことにより、7月29日には解散してしまう。その意見とは、第一に9市町村の合併では面積が広すぎて十分な行政サービスが提供できないこと、また第二に事務局態勢の整備が不十分で9市町村が納得できる資料づくりができず、このままでは2005年3月末の合併特例法の期限までに間に合わず、9市町村が「共倒れ」になる恐れがあるというものであった。

こうした事態を受け、芸西村、安芸市と中芸5町村の首長は、上述の合併検討協議会に代わる、東洋町と室戸市を除いた新たな任意合併協議会を作ることを目指すことになる。しかし、安芸郡町村議長会は、首長らの行動は議会軽視であるとして反発し、任意合併協議会に参加を望んでいた東洋町の意向も反映した枠組みの形成を求めて、それが受け入れられない場合は任意合併協議会への参加を拒否する方針を決めた。最終的に首長らは、議長会の意見を受け入れ、2002年8月24日、東洋町も含めた「芸西・安芸・中芸5町村・東洋任意合併協議会」が発足した。この新たに発足した任意合併協議会における協議は順調にすすみ、同年10月頃には合併に関する「まちづくり基本方針」・「財政推計の見通し」・「住民負担」などの検討事項が承認されるに至った。ところが、芸西村が同年9月から10月にかけて実施した合併に関するアンケートでは、現在の合併枠組みよりも西隣の香美郡5町村¹⁹⁾との連携を希望する意見が多数を占めたため、同村は同年12月4日に任意合併協議会を離脱してしまう。これによって任意合併協議会の名称は、以後「安芸・中芸5町村・東洋任意合併協議会」に変更された。そしてこの頃から、参加各市町村の考えにも相違が表面化し始めるのである。

（２）馬路村における市町村合併に関する議論

馬路村の村内での合併に関する検討は、2001年10月、例年実施されていた地区懇談会の場を利用してはじめられた。このときの地区懇談会は住民説明会と位置づけられ、住民が合併についてどのようなことを知りたいかについてまず意見を聞き、合併協議会や村独自の資料作りの参考にすることを目的で行われた。²⁰⁾そして翌年1月には、住民に資料が配布され、魚梁瀬地区、馬路地区の二地区で住民向けの合併問題意見交換会が開かれた。²¹⁾しかし、このときの意見交換会では、村の合併に関して反対する意見が圧倒的な多数を占めた。²²⁾

また他方、村議会においても合併に関する議論は2001年後半から行われていた。²³⁾しかしその内容は、合併に関する細かい事項の検討ではなく、合併に関する資料や情報の請求あるいは村の将来の見通しについての質問が中心であった。

馬路村は2001年の合併議論の当初から、すでに合併に関するアンケートをとることを決めていた。²⁴⁾このアンケートは、2002年8月24日から村内の全有権者998人に用紙を郵送することではじめられ、9月7日までに652人から回答を得た（回収率は65.3%）。そして9月20日までにその結果がまとめられ公表された。それによると「合併しない」が32.8%であったのに対し「合併する」は30.8%で、合併反対の意見が賛成を上回った。だが、その差はわずか2%で拮抗していた。ただし、「どちらとも言えない」が35.3%と最も多く、態度を決めていない人も3分の1以上いた。態度を決めていない人々の意見としては「具体的な資料を見ないと判断できない」などがあった。年代別における合併の支持では、20～40代では合併賛成が26.7%、反対が41.4%と反対が多いが、50歳以上では賛成33.0%、反対29.0%と逆転している。合併反対の理由は、「地理的条件が悪いので過疎化が進む」などの意見があり、一方賛成側の意見には「財政的に仕方ない」「時代の流れ」などがあった。また、合併すると答えた人に望ましい枠組みについて聞いたところ、「中芸5町村」が54.7%とトップ、以下「安芸市、芸西村、中芸5町村」24.4%、「安芸市、芸西村、中芸5町村、室戸市、東洋町」11.9%と続き、当時任意合併協を構成していた「安芸市、芸西村、中芸5町村、東洋町」の組み合わせは5.5%にすぎなかった。以上の結果は、村民の間では合併反対の声が強いと考えられていたため、村長には意外な結果として受け止められ

たという。

いずれにせよ、この結果を踏まえ村は、任意協議会で作成中の合併想定資料と村独自の単独自立の資料を早期に示したうえで、村民の意向をあらためて確かめるという方針を打ち出した。また同時に、農協や青年団などの各種団体との合併問題意見交換会も開き、合併論議を深めることを試みた。

こうして馬路村は、合併した場合としない場合のシミュレーションを作成し、2002年12月、馬路地区（3日）と魚梁瀬地区（4日）で意見交換会を開催し、さらにそれと並行して二回目の住民アンケートを実施した（期間は11月26日～12月10日）。

この二回目のアンケートは、一回目と同様、村の有権者（982人）を対象として実施され、回答率は61.5%であった。回収率が低かった理由としては、住民も村の将来を大きく左右する問題であり、非常に判断しにくい点があったのではないかと同村は説明している。²⁵⁾結果は「賛成」16.4%、「どちらかと言えば賛成」21.4%と肯定派が計37.8%を占め、否定派は「反対」28.5%、「どちらかと言えば反対」が28.6%で計57.1%に達した（未回答は5.1%）。年代別にみると、20代では72.5%、そのほかの年代においても5割以上の人々が村の自立に賛成と答えている。

合併反対の主な理由としては、「合併すると中心部とその周辺部では格差が生じそう」や「村の名称が消え、歴史、文化、伝統などの地域の個性が薄れそう」といった意見が挙げられた。他方、合併に賛成する理由には、「国や県が積極的に進めており、遅かれ早かれ合併せざるを得ない」や「現状の地方公共団体の財政状況を見ると必要と思う」という意見が多くみられた。合併の理想の枠組みについては、「中芸5町村」が56.6%、「安芸市、芸西村、中芸5町村、室戸市、東洋町」が10.6%、「芸西村、安芸市、中芸5町村、東洋町」が10.3%という順であった。また、「中芸5町村と安芸市」は0.7%であった。²⁶⁾

このように、2002年12月に村が実施したアンケートの結果は、「合併反対」が57.1%と「合併賛成」の37.8%を大きく上回った。この結果を受け、村議会は直前に予定されていた任期満了に伴う村議会議員選挙後に合併に関する結論を出す方針を表明した。そして2003年1月15日、無投票で現職村議会議員が再選されると、各議員はアンケートの結果を尊重して2003年1月22日

に「馬路村自立の村づくり宣言」決議を全会一致で可決した。これがいわゆる「単独自立宣言」である。

この自立宣言の内容は、以下のようなものである。まず「馬路村は、高知県東部の山間辺境の地に在り、合併がもたらす地域間格差の拡大、過疎化の進行に拍車の掛かることは間違いなく、そのような事態は避けなければならない。また、先の『昭和の大合併騒動』は、まだ記憶に新しく二度とこの轍を未来永劫踏んではならない。今日まで馬路村は、『村』・『農業協同組合』・『森林組合』等により一体となって、活力ある村づくりを行ってきた。今後とも、この体制を堅持し、『自立する村づくり』を行っていく。よって、馬路村議会は、いかなる市町村とも合併しない」ことを決議した。そしてさらに、細部の事項としては、①先人から享受し、育んできた馬路村の歴史・文化・伝統を後世に引き継ぎ、村民が馬路村に暮して良かったと感じられる村民総意の村づくりを行なう。②自主財源の確保・拡大に努めることはもとより、議会議員の定数・報酬等の見直しをはじめとする歳出の抑制・行政コストの省力化等、健全な行財政運営に努める。③「自立の村づくり」のため、村内外の意見を取り入れる機関の設置を図る、こと²⁷⁾を宣言した。

(3) 安芸・中芸5町村・東洋任意合併協議会の解散

馬路村が二回目のアンケートを実施したのと同じ頃、任意合併協議会に参加していた他の市町村でもアンケートや意見集約が行われていた。本節では、任意合併協議会に参加した市町村の合併に対する立場について要約しておく。²⁸⁾

まず、安田町では、2002年10月、町内の高校生3246人を対象にアンケート調査が行なわれた。回収率は39.1%で、結果は「合併が必要」と答えたのが54.8%と「合併は必要ない」の15.7%を大きく上回った。また「単独自立の場合でも十分な行政サービスを受けられると思うか」という問いに対しても、46.6%が「できない」「どちらかと言えばできない」と回答しており、「できる」「どちらかと言えばできる」の13.4%を大きく上回った。さらに合併に前向きな695人に希望の相手先（複数回答可）をたずねたところ、田野町98.8%、奈半利町91.2%、馬路村88.6%、北川村84.9%と中芸地域に支持が集中した。また安芸市は26.8%であり、以下芸西村9.1%、東洋町6.9%、室戸市3.7%と続いている。アンケートの回収率は低かったものの、合併に前向きな結果

が出たといえよう。

東洋町では、同年11月にアンケートを町内の18歳以上の3257人に郵送した。戸別回収したため67%に当たる2179人から回答を得た。合併の賛否については、「どこでも賛成」が15%、「組み合わせによって賛否が変わる」が36%、「反対」が14%と、合併を容認する意見が過半を占めた。ただ、「優遇措置がなくても本当に合併したい市町村と協議すべき」が30%で、「特例法の期限内に合併」の23%を上回るなど特例法にとらわれない慎重な対応を求める意見が目立っている。「将来合併するなら」という組み合わせでは、「徳島県海部郡の下灘3町（海南、海部、宍喰）」が27%に上り、二番目に多かった「室戸市」の19%に大差をつけた。特例法の期限内での合併を想定した任意協議会に参加している自治体内での組み合わせでは、「芸西・安芸・中芸5町村・東洋」が16%で最多であった。それ以外の組み合わせは支持が分散した。また、「その他」として、室戸市や徳島県側との合併を求める意見も7%あった。

田野町では、同年11月に住民アンケートを町内の18歳以上を対象に実施した（回収率は78.8%）。合併の是非について「賛成」は28.4%、「どちらかと言えば賛成」が35.1%、「どちらかと言えば反対」が20.6%、「反対」が15.9%であった。合併の枠組みについては「中芸5町村」が66.7%、「安芸市と中芸5町村」が18.0%、「安芸市、芸西村、中芸5町村、室戸市、東洋町」が8.3%であった。

奈半利町は同年12月、アンケートを20才以上の町民3427人を対象に全戸に郵送し、町職員が回収する方式で実施した。回答率は75.0%であった。合併の是非については「合併が必要」が31.2%、「必要ない」が16.2%、「どちらとも言えない」が42.6%、「関心がない」が7.3%であった。合併の枠組みについては、「中芸5町村」が72.3%、「安芸・中芸5町村・東洋」が9.0%、「安芸市と中芸5町村」が0.8%であった。望ましい合併の枠組みは、「中芸5町村」が56.6%、以下「安芸市と中芸5町村」11.9%、「安芸市、中芸5町村、東洋町」10.2%、「北川村、馬路村、東洋町」3.8%と続いた。

安芸市は他の町村に先立って2002年3月に市民アンケートを実施していた。対象は住民基本台帳をもとに人口の約一割に当たる2100人を無作為に選び、郵送で実施した。市職員は臨時などを含む全528人が対象となった。回答した市民は634人で回答率は30.2%、市職員の

回答は404人で回答率76.5%であった。合併の是非については、「合併特例法期限（2005年3月）内」が市民・職員ともに20%、「合併特例法にこだわらずに検討」が市民47%、職員49%、「反対」が市民12.4%、職員17.7%であった。合併相手として一番人気の芸西村は市民の50.3%、職員の58.1%が選んだ。このほか、人気上位の組み合わせは「芸西村と中芸五町村」「芸西村と安田町」など、いずれのパターンにも芸西村が入っている。この年の12月の時点で安芸市は、合併に前向きな姿勢を示していた。

以上のような各市町村のアンケート結果は、馬路村が村民アンケートを実施し「村の自立宣言」を宣言した頃にはすでに出揃っていた。その背景には、合併特例法の期限が迫っていたため、この時期までに結論を出さないと時間切れとなる恐れがあったことがある。

これらアンケートの結果を受け、2003年1月24日の安芸・中芸5町村・東洋任意合併協議会では、馬路村、奈半利町、安田町、北川村から相継いで任意合併協議会からの脱退が表明された。そして、このままでは法定協議会への移行は困難であるとして、任意合併協議会長から「安芸・中芸5町村・東洋任意合併協議会」の解散が提案され、承認された。²⁹⁾ かくて馬路村に関わる平成の合併議論は終息し、同村は自立の道を歩み始めたのである。

IV. ヒアリング調査の結果

前章では馬路村が合併を拒否するまでの過程を概観した。本章ではヒアリング調査の結果から、馬路村が合併をしない理由（第1節）について論じる。そして村が現在抱える課題（第2節）について整理し、最後に今後の展望（第3節）をまとめる。

（1）合併をしない理由

馬路村での聞き取り調査の結果、合併をしない理由として挙げられたのは、地理的な条件、産業的な優位性、住民の意識の三つである。

第一に、地理的な条件である。第II章で述べたように、馬路村は交通の便が悪く近隣の市町村から孤立している。ヒアリングでも、近隣の市町村から地理的に隔絶していることを住民はよく認識しているとの指摘があった。以下の議論の前提として、この地理的な問題が馬路村の合併に大きな影響を与えていることを確認しておき

たい。

第二に、馬路村には地域に根付いた産業があり、しかもその産業が全国に通用するほどのブランドになっていることがある。（先述したように）馬路村はゆずの産地として有名で、ゆず関連商品は年間29億円を売り上げるほどまでに成長している。この特産品は政策によって意図的に作り出したというよりは、偶然ヒットしたと認識したほうが適切なようである。ゆずの生産者には専業農家が少なく、想像する以上に気ままに栽培されているとヒアリングでは述べられていた。農協職員の話によれば、主力商品の「ごっくん馬路村」には絶対の自信があり、東京ドームで行われた物産展にも参加して更なる販路の拡大を狙っているという。ゆずの商品開発・販売は主として馬路村農協が行っているが、さらに最近では新たに「ゆずの森構想」という企画を役場と農協が共同で出資し推進しているとのことである。この「ゆずの森構想」は農林水産省の補助金を得て実施しているもので、予算総額は25億円に及ぶ。その概要は、農産物直売所「ゆずの森」、パン工房「ゆずの花」、視察者のための研修所や会議室などを備えた工場などを新たに整備するというものである。工場やレストランの職員として新たに60名が雇用され、小規模自治体にとって雇用創出という面でメリットが大きい。

第三に、市町村合併に反対する住民意識である。馬路村の合併に関しては、市町村の合併よりも農協の合併が先行する課題であったことがヒアリングから分かった。市町村合併の議論に先んじて、馬路村農協と近隣農協との合併が議論されたという。1998年2月26日に馬路村農協の臨時総会が開かれ、その出席者のほとんどが合併に反対した（出席者462名のうち賛成39、反対423）³⁰⁾。その主な理由は、馬路村の農産品はゆずに限定されており合併のメリットが見えにくかったこと、合併すると僻地になってしまうという意識が組合員にあったこと、ゆず関連商品の利益が他の地域に吸い取られてしまうという懸念があったことなどである。そのため、馬路村農協を除く安芸郡芸西以東の8町村を管轄する農協は「土佐あき農協」として1998年10月に合併した³¹⁾が、馬路村農協はこの合併に加わらなかった。人口の半分程度が農協の組合員である馬路村では、この農協の合併における議論が市町村の合併問題にも大きく影響したことがヒアリングで明らかになった。

前章でも述べたように、馬路村では2002年9月、12

月に市町村合併に関する住民アンケートを取りまとめている。一回目のアンケートでは住民に市町村合併の実感が湧かなかったため明瞭な結果は得られなかったが、二回目のアンケートでは合併に対して反対する意見が多数を占める結果となった。

このような市町村合併に関する住民の意識は、そもそも「昭和の大合併」のときの問題に由来していると考えられる。「昭和の大合併」の際、旧安芸町は町村合併促進法（1953年10月施行）に基づき馬路村を含む周辺7村を勧誘した。これに対し馬路村の魚梁瀬地区は条件付きで賛成したが、馬路地区は合併に反対というように地区ごとに異なる見解が表明され、村議会に数百人が押しかけるという騒動が起こった。³²⁾ 第Ⅱ章でも述べたように、魚梁瀬地区は馬路地区から十数キロ奥地へ曲がりくねった山道を進んだところにある。魚梁瀬地区の住民は徳島県側に抜ける道路が未整備のため馬路地区を通り抜けるのが一般的で、そのため当時の魚梁瀬地区は徳島県側へ通じる道路の建設を必須の条件にあげていた。しかし馬路地区住民は、この新たな道路の建設が馬路村を分断することになるという危惧をもったといわれている。「昭和の大合併」時におけるこうした混乱ぶりは、一部の高齢者から「親戚が割れるほどモメた」と聞くほど村民の間には強く印象に残っているようだ。結局、馬路村はこのとき合併に加わらなかったが、1954年に馬路村に代わって赤野村を加えた8町村が合併し安芸市となった。³³⁾ この合併の後、馬路村の住民は僻地となって消失していく集落を目の当たりにしており、これが市町村合併に対してマイナスのイメージを共有する要因になった。このイメージが、今回の合併に対する住民の意識形成にも大きく影響を与えたのは確かなようである。

(2) 村が抱える課題

本節では村が抱える課題について論じる。現在、馬路村が直面している課題には、第一に財政の逼迫、第二に行政サービス低下の懸念、第三に林業・観光業の問題の三つが挙げられる。

第一に財政の逼迫についてだが、第Ⅱ章で論じたように馬路村の財政は地方交付税に大きく依存している。ヒアリングでは、人口が1,200人程度であるうえ少子化による人口減少もあって財政基盤はいっそう脆弱になりかねない、という発言が聞かれた。地方交付税の削減は馬路村のような小規模自治体に大きな影響を与えており、

役場は平成22、3年をこえると財政的に立ちゆかなくなるとの試算をしている。2005年度には前年度に比べ2,000万円が削減されており、2006年度には同じく4,500万円が削減される見込みである。馬路村役場はこの削減分の歳入確保のため経費削減で対応する方針で、職員の人件費を5%削減してその分を一般財源化するという役場職員には厳しい内容の施策を検討していた。さらに今後、必要であれば人件費の10%削減も検討することを視野に入れているとのことであった。

こうした状況下では新たな財源の確保は概して難しいが、馬路村役場としてはいくつかの方法を検討している。例えば、役場が特別会計に繰り入れるかたちで新たな事業を展開することなどを考えているとのことだが、もちろんその場合は法制面での精査が必要となる。また、登録すれば村の行事案内を掲載した「こうほう馬路」³⁴⁾の配送サービス等が受けられる「馬路村特別村民制度（無料）」を運用しているが、登録者は1,700人を越えている（2006年3月時点）。このように寄付金を集め、基金として運用することも可能かもしれないとのことだが、これはまだ検討の段階であるとのことであった。

第二は、財政の逼迫の問題とも関連するが、行政サービスの低下の問題である。上述した人件費を中心とする経費削減で間に合わない場合は、道路の整備を一年先延ばしにするなどして対応するしかなく、住民へのサービスや生活基盤の維持に支障をきたすことも考えられる。

とくに合併から取り残された地方自治体はフルセット自治体になれないため、行政サービスの著しい低下をまねく恐れがある。結論から言うと、馬路村に関しては合併しなかったことにより生じると考えられる問題は、周辺の市町村も結局合併しなかったため深刻とはなっていない。現在、いくつかの事務を中芸広域連合で処理しており、馬路村としても広域連合でできるものは継続してやっていきたいと考えているとのことである。³⁵⁾ この中芸広域連合は1998年7月に奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の5町村が広域にわたる事務を処理する機関として設置したもので、消防および救急、し尿・ごみ処理、中芸広域体育館の設置・管理・運営、介護保険制度の一部運用などを行っている。³⁶⁾ 運用上の決定は、各町村の首長と各議会の議長からなる会議を必要に応じて開き、重要事項の決定は5町村の首長の合意によりなされる。このような広域連合の仕組みがあるため、馬路村では財政負担の急激な増大が生じることは現在のところ

ろ考えにくい。ただし、今後馬路村周辺の合併状況によっては分賦金の割合が問題となることも考えられる。³⁷⁾

第三に林業・観光の取り組みについて述べる。まず林業については、安価な輸入材の流入による林業の衰退が大きな問題だが、これは全国的な問題でもある。馬路村では1999年に営林署の廃止が決定され、2004年3月までに安芸森林管理署に再編された。そして2004年3月以降は安芸森林管理署魚梁瀬森林事務所が設置されたが、これは事実上のさらなる縮小を意味していた。魚梁瀬営林署は全国でも黒字をあげる数少ない営林署であって、それが廃止されることへの村の不満は大きかった。³⁸⁾ そうした状況を打開しようと2000年に馬路村役場を筆頭株主、上治堂司村長を代表取締役社長として設立されたのが「エコアス馬路村」である。この会社は木材を市場に出すという旧来の方法ではなく、馬路村内で製品に加工し付加価値をつけることで、山・木・家すべてを消費者に直接届けるという戦略により事業を展開している。この「エコアス馬路村」も重要なブランド戦略の基点となり得ると住民には期待されている。

一方、観光については、温泉宿泊施設「コミュニティーセンターうまじ」の存在に加えて、前述の「ゆずの森構想」も観光産業の振興という点から重要である。観光に関連して安田・馬路間の道路整備の必要性について質問すると、「道路整備をしない方がお客さんにゆっくり泊りがけで遊びに来てもらえるのではないか」という意見もあるとのことであった。

（3）今後の展望

政府による合併推進の手段は、合併特例債などの財政措置から地方交付税の削減へと推移した。その結果、1999年3月時点では3,232あった市町村が、2007年3月には1,810に減少すると見られている。馬路村はそうしたアメとムチの政策を受け入れず、合併を選択しなかった村である。

今回のヒアリングから、馬路村には役場・農協・林業組合の強いつながりが存在することが明らかになった。例えば、馬路村の財政の特徴としては、農協から助成金として毎年5,000万円の寄付を受けていることがある。このように農協が役場に寄付する背景には、「昔からお互いに助け合ってきた歴史がある」との説明があった。実際には村民人口の半分程度が農協の組合員で、単純計算でほとんどの世帯に一人は農協・林業組合の組合員が

いることになる。その上、二ヶ月に一度の頻度で役場・農協・森林組合からなる三者会を開いて情報交換を行っているとのことで、その活発な交流振りがみてとれる。このように役場・農協・林業組合には財政的な面でも人的交流の面でも強いつながりがあり、この強いつながりが住民の意見を集約する役割を果たし、自主的決断を可能にしているといえそうである。ただし、この場合、議会の存在意義が問題になるかもしれないが、ここではその点を指摘しておくにとどめよう。

さらに馬路村では2003年9月に村民参加の「村自立協議会」を設置した。この協議会は、村独自の総合施策作りに取り組むことを狙いとして設置され、村長を会長とし農協、森林組合、観光協会、婦人会、青年団、老人クラブなどの団体代表と村長が委嘱した村民ら48人を委員としている。総務、住民、産業、教育の四部会が毎月一回の頻度で開催されているものの、「現時点では十分に機能しているとは言えない」と問題視する声もあった。この制度の有効な運用およびそれらに属さない村民をどのように巻き込んでゆくかが、馬路村の今後の課題であるように思われる。

最後に、以上のような馬路村の市町村合併に関連する議論は馬路村に固有の地理的条件や産業など特殊な事情に左右されている。馬路村の事例は、地元産業の優位が確保されている点を除けば農山村地域の実情を如実に表しており、とくに財政上の問題は深刻である。今後、地方交付税の削減状況によっては、馬路村においても市町村合併に関する議論が改めて必要となることは覚悟すべきことなのかもしれない。

おわりに

馬路村の調査の結果から、われわれが学ぶべきことは何であろうか。まず留意しなければならないのは、同村がおかれている状況はけっしてめぐまれたものではないことである。高知県の中でみても、中心となる県都から馬路村にいたる交通事情は（第二章でみたように）便利であるとはとてもいえない。また、かつての主要産業である林業から、「ゆず」関連商品や観光に力点を移行させ、それなりに成功しているとはいえ、農山村地域一般にみられる人的・財政的資源の不足に同村も苦しんでいることは間違いのないところである。にもかかわらず（あるいはそれゆえに、というべきか）、馬路村は村民の

意志として主体的に合併しないみちを選択した。この決断は、もちろん村の「自治」に関する村民の高い意識を反映したものであろうが、その意識の奥にはさらに村民が感じている将来の生活についての切実な危機感があるように思われる。不利な条件下にあるからこそ、合併すれば村は周辺化し、地域の個性や生活の基盤は失われてしまうという危機感は強くなる。特産品の開発に積極的に取り組み観光産業の振興に様々な工夫をこらすのも、この強い危機感が根本的な推進力になっていると調査を振り返ってみて感じる。

しかしながら、調査に協力していただいた村の方々の表情はいずれも明るい。国の政策次第では、予期されるよりもはやく村の存立が不可能になるおそれがあることを充分理解しながら、そこには悲愴感のようなものは感じられなかった。これは村がこれまで成し遂げてきたことへの自信の現われであり、結局のところ地域の「自治」を支えるのはこうした「自信」なのであろう。日本の自治体がいずれも馬路村のように高い独立心をもって地域の運営に取り組んでいるわけではないであろうが、地方分権を今後も推進していくのであれば重視されるべきは各自治体がつこうとした「自信」や「誇り」である。自治体再編に関する国の政策にこの視点がどれだけ保持されているか、これからも注視していく必要がある。

注

- 1) 高知県馬路村へのヒアリング調査に参加した教員は、見上崇洋、藤井禎介。大学院生は博士後期課程、清水直樹、および博士前期課程、三高一平、中嶋孝之、宮坂偉彦、川手一正、鶴谷将彦であった。この研究ノートは「はじめに」および「おわりに」を藤井が、第2章を水田が、第3章を清水が、第4章を鶴谷が、第5章を川手が担当した。事前の文献調査や、質問事項の整理、現地での質問、およびノートテイクは参加者全員の共同作業である。もちろん、執筆の5名が各々の担当部分について文責を負うことは言うまでもないが、この研究ノートが分権RP全体の成果であることも記しておきたい。
- 2) この整理は Alesina, A., and Spolaore, E., 2003 *The Size of Nations* (The MIT Press) Ch.1 を参考にした。
- 3) 高知県の実情を踏まえた広域行政のあり方、想定される市町村合併のパターン、合併のメリット・デメリットなどについて知事から意見を求められたが、時間的な制約から市町村合併問題に焦点が絞られた。最終報告書「はじめに」より
- 4) この15のパターンは県内を15通りに分けるということではなく、15の組み合わせを示したものである。なお、この組

み合わせ通りに合併した地域は高知市と四万十町の二自治体のみであった。

- 5) 他には富山県が未設置であった。
- 6) 2002年11月27日策定。人的な支援としては、県職員による技術的な助言や情報提供、法廷協議会等への県職員の派遣、合併協議会への参画の三点が、財政的な支援としては、合併協議会への補助、新しいまちづくり支援交付金の二点が、事業の重点実施・優先採択等については、地域の連携強化、生活環境基盤の整備促進、教育・文化環境の充実、保健・医療・福祉の充実、産業の振興、公共的団体の統合への支援の六点が挙げられていた。
- 7) 高知県中西部の地域。須崎市、中土佐町、窪川町、大野見村、大正町、十和村、禰原町、東津野村、葉山村の9市町村。
- 8) 東から安芸広域市町村、南国市・香美郡、高知市・鏡村・土佐山村・嶺北広域市町村、仁淀川広域市町村、高吾北広域市町村、高幡広域市町村、幡多広域市町村の9地域。高吾北地域のみ法廷協議会を設置した（その後解散）。
- 9) 「市町村合併に関する要綱」のデータ。（1995年国勢調査の人口）
- 10) 高知県内市町村の場合、特に基金残高の差が問題となる例が多かった。
- 11) 長岡郡大豊町、本山町、土佐郡土佐町、大川村の4町村。
- 12) このうち年少人口比率は14.42%、生産年齢比率は53.6%、老年人口比率は32.2%である（表1を参照）。
- 13) 藩政時代以降、馬路、魚梁瀬の2つの村に分かれていたが、1889年（明治22年）に合併し、馬路村となった。
- 14) 建築材や工芸品の製造・販売、ゆず関連商品の販売については第IV章にて詳述する。
- 15) 高知県が県民1200人や県内53市町村の全首長、全議員らを対象にした市町村合併についての意識調査である。用意した選択肢を選ぶ12問のほか、自由な意見も書くことができた。
- 16) 高知県東部に位置する奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村を指す。
- 17) 高知県安芸市や室戸市を含む県東部地域を指す。
- 18) 『馬路村議会だより』2002年2月1日号参照。
- 19) 香美郡5町村とは野市町、赤岡町、香我美町、夜須町、吉川村を指す。
- 20) 『馬路村議会だより』2002年2月1日号参照。
- 21) 『馬路村議会だより』2002年5月20日号参照。
- 22) 高知新聞 2002年4月6日付参照。
- 23) 『馬路村議会だより』2001年11月10日号等参照。
- 24) 『馬路村議会だより』2002年2月1日号参照。
- 25) 『馬路村議会だより』2003年2月28日号参照。
- 26) 高知新聞 2002年12月19日付。
- 27) 『馬路村議会だより』2002年2月1日号参照。
- 28) 高知新聞及び『馬路村議会だより』を参照。
- 29) 高知新聞 2003年1月25日付。
- 30) この点については『広報うまじ』第180号のp.7の農協の

合併についての記事を参照にしている。

- 31) 土佐あき農業協同組合の管轄地域は芸西村、安芸市、安田町、田野町、奈半利町、北川村、室戸市、東洋町の8市町村である。
- 32) 『高知縣市町村合併史』953-955頁
- 33) 1954年8月1日、安芸町、土居村、井ノ口村、畑山村、川北村、伊尾木村、東川村、赤野村が合併し安芸市となった。さらに1959年4月1日には西川村の一部が編入合併している。
- 34) 『こうほう馬路』は特別村民に郵送される馬路村の行事案内などを掲載した広報誌のことで、馬路村ホームページから特別村民登録をすれば入手可能である。これは後掲の村民向けに配布される『広報うまじ』とは異なる。
- 35) 北原鉄也は「合併と広域連携」の中で広域連合についてこ

のように述べている。「市町村、都道府県という二層の地方自治の定着を前提に、一部事務組合が持つ自治体の事務の共同的処理という役割に加え、自治体間の事務の広域的な連絡調整や総合的計画的処理という役割や、さらに国・都道府県の権限の受け入れという役割を果たすために創設されたものである」。北原鉄也「合併と広域連携」村松岐夫編『テキストブック地方自治』東洋経済新報社、2003年224頁

- 36) 中芸広域連合については、『広報うまじ』第180号の6頁に掲載されている住民に向けた説明を参照して整理した。
- 37) ここで言う分賦金とは広域連合の経費の支弁方法である。それは構成団体の人口、面積、財政力等の客観的指標に基づいて決められることになっている。
- 38) これに関しては『馬路村議会だより』第75号2頁を参照。

